

新型コロナウイルス緊急支援対策

市民の皆さんの負担を軽減し、安心して暮らせるよう、市ではさまざまな支援制度を設けています。その主なものを紹介しますので、ぜひ、ご活用ください。(7月17日現在)

松山の暮らしを守る…市民生活の主な支援

※各制度の詳細は、問い合わせ先に確認してください

分野	対象者	制度	制度概要	問い合わせ
助成・給付	市民の皆さん	特別定額給付金(郵送申請)	金額＝1人当たり10万円 対象＝基準日(4月27日)に、本市の住民基本台帳に記録されている人 申請期限＝8月18日(火)(消印有効)	特別定額給付金コールセンター ☎909-4866
		特別定額給付金(オンライン申請)		
	子育て世帯の人	子育て世帯への臨時特別給付金	金額＝児童1人当たり1万円(1回限り) ※令和2年3月の中学校卒業者含む 対象＝令和2年4月分の児童手当(特別給付を除く)を受給している人	子育て支援課 子育て世帯への臨時特別給付金担当 ☎948-6083・☎934-1814
		市独自 ひとり親家庭等子育て応援金給付	金額＝1世帯当たり5万円 対象＝令和2年4月分の児童扶養手当を受給している人	子育て支援課 ☎948-6845・☎934-1814
市独自 ベビーシッター等利用料助成		保育所などでの感染者確認で園が一時休園した場合に、やむを得ず利用したベビーシッターなどの利用料を助成	保育・幼稚園課 ☎948-6951・☎934-1021	
国民健康保険の被保険者	傷病手当金	1. 基本給付 対象＝次のいずれかに該当する人▶①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人▶②公的年金等(遺族年金、障害年金など)を受給し、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が停止される人▶③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人 金額＝1世帯当たり5万円(第2子以降1人につき3万円) 2. 追加給付 対象＝上記、基本給付対象の①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が減少した人 金額＝1世帯当たり5万円	子育て支援課 ☎948-6845・☎934-1814	
		対象＝国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で、労務に服することができない給与所得者(一定の要件を満たした場合に限る)	国保・年金課 ☎948-6351・☎934-2631	
融資・貸付	離職により生活資金にお悩みの人	離職者緊急生活資金	金額＝離職者1人当たり100万円 融資期間＝5年以内(6カ月以内の据置き可)	県労政雇用課 ☎912-2500・☎912-2508
	休業や失業で生活資金にお悩みの人	緊急小口資金 総合支援資金	金額＝10万円(特例の場合は20万円) 据置き期間＝1年以内 償還期限＝2年以内 ※無利子 金額＝月15万円以内(単身)、月20万円以内(複数) 貸付期間＝原則3カ月以内 据置き期間＝1年以内 償還期限＝10年以内 ※無利子	(商)市社会福祉協議会 ☎933-6070
猶予・相談	市税の納付が難しい人	納税の猶予	法令の要件を満たす人は、申請すると原則1年以内の期間に限り、納税が猶予される場合があります。	納税課 ☎948-6268・6277 ☎934-1802
	国民年金保険料の納付が難しい人	国民年金保険料の免除・納付の猶予	収入が大幅に減少したなど、一時的に国民年金保険料の納付が困難な場合、申請すると保険料の免除や納付の猶予が適用される場合があります。 ※対象の要件は問い合わせ先に確認してください	国保・年金課 ☎948-6356・☎934-2631
	保険料の納付が難しい人	国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免・納付の猶予	収入が大幅に減少したなど、一時的に国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合、申請すると保険料の減免や納付の猶予が適用される場合があります。 ※それぞれの保険料で対象の要件が異なる場合がありますので、事前に問い合わせ先に確認してください	国保・年金課 ☎948-6365・☎934-2631 介護保険課 ☎948-6919・☎934-0815 高齢福祉課 ☎948-6406・☎934-1763
	水道料金・下水道使用料などの支払いが難しい人	水道料金・下水道使用料の支払いの相談	収入が大幅に減少したなど、一時的に支払いが困難な場合、支払い方法を相談できます。	ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所 ☎915-0311・☎913-1332
	井戸水などの使用者で下水道使用料の支払いが難しい人	下水道使用料の支払いの相談	収入が大幅に減少したなど、一時的に支払いが困難な場合、支払い方法を相談できます。	下水道サービス課 ☎948-6530・☎934-1981
	奨学金貸付金の返還が難しい人	市独自 奨学金貸付金の返還猶予制度	収入が大幅に減少したなど、一時的に奨学金貸付金の返還が困難な場合、返還の猶予が適用される場合がありますので、問い合わせ先に確認してください。	(教)学校教育課 ☎948-6869・☎934-1815
	子ども・教育	子どもについてお悩みの人	子ども総合相談	0～18歳までの子育てや妊娠・出産・学校などに関する悩みなどの相談に応じます。まずは、子ども総合相談センター事務所に問い合わせてください。
大学・短大・大学院・高専(第4・5学年)・専修学校(専門課程)に通う学生		市独自 特別奨学金の貸与	金額＝30・50・70・90・110万円から選択 対象＝本市に在住または本市出身でアルバイト収入や家庭からの援助が半減している学生 償還期間＝卒業後15年以内(卒業後3年間猶予あり) ※無利子	(教)学校教育課 ☎948-6869・☎934-1815
認可外保育施設		市独自 減免した利用料を補助	対象＝地域保育所(企業主導型を除く) 内容＝対象期間の登園自費の利用料を月極保育料から減免する保育施設に、減免した利用料相当額を補助	保育・幼稚園課 ☎948-6224・☎934-1021
児童クラブ		衛生用品等購入補助	対象＝公設民営児童クラブ、本市に届け出のある民間児童クラブ 内容＝感染拡大防止に必要な物品購入費を補助	子育て支援課 ☎948-6411・☎934-1814
住居	小・中学校	「GIGAスクール構想」の早期実現に向けた環境整備	児童生徒1人1台の端末を整備し、緊急時にも家庭でオンライン学習が行えるよう、環境を整備	(教)教育研修センター事務所 ☎989-5149・☎922-2477
	住居を喪失またはそのおそれのある人	住居確保給付金支給事業の対象拡大	金額＝家賃相当額の一部または全額 対象＝離職などで住居を失った人、または失うおそれのある人	福祉・子育て相談窓口(自立相談支援窓口) ☎948-6875・☎943-6688
就職	住宅から退去を求められている人	一時的な市営住宅の提供	解雇などで住宅から退去を求められる人に、一時的に市営住宅を提供	住宅課 ☎948-6498・☎934-1807
	感染症の影響で失業し、求職中の人	市独自 職業訓練奨励金受給資格の年齢拡大	金額＝訓練を受けた日数に応じて月額3,930円を月ごとに支給 対象＝雇用保険法による失業等給付の受給資格がない45歳未満の人 ※その他にも条件がありますので問い合わせ先に確認してください	地域経済課 ☎948-6550・☎934-1844
新型コロナウイルスの相談	感染症の影響を受けた人で、就職希望のある人	市独自 一時的に雇用し農業技術を習得	月額16万5,800円で、農業指導センターの作業員として雇用し、雇用期間中に、農業技術が習得できます。 ※詳細は問い合わせ先に確認してください	農水振興課 農業指導センター ☎976-1199・☎970-3915
	感染症の疑い例に該当する人	医療機関への受診調整	対象＝悪苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)や高熱などの強い症状がある人、または、発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状が続いている人 ※高齢者や基礎疾患などがある人は、比較的軽い風邪の症状がある場合に相談してください	帰国者・接触者相談センター ☎909-3483
感染拡大防止	感染症に関する一般的な質問や相談がある人	県と市が連携 24時間対応のコールセンター	対象＝新型コロナウイルス感染症に関する一般的な質問や相談がある人	一般電話相談(県市共通) ☎909-3468
	公共交通事業者	市独自 地域公共交通事業者支援	防護シートの設置や車両の消毒作業など、感染拡大防止に取り組みながら運行を継続する公共交通事業者を支援	都市・交通計画課 ☎948-6846・☎934-1807
公園	公園トイレに液体せっけん設置	市独自 公園トイレに液体せっけん設置	公園のトイレの手洗い場に液体せっけんを設置	公園緑地課 ☎948-6497・☎934-8723

松山のしごとを守る…事業者向けの主な支援

分野	対象者	制度	制度概要	問い合わせ	
給付	売上げが半減した	持続化給付金	令和2年1～12月で1カ月の売上げが前年同月比で50%以上減少している場合 限度額＝200万円(中小企業)、100万円(個人事業者)	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570	
	百貨店舗家賃などの固定費の負担で困っている	市独自 個人事業主等支援給付金	対象＝①②のいずれにも該当する人 ①国の持続化給付金の支給を受けた市内の個人事業主など ②市内に賃貸借契約で店舗や事務所などを構えている人 補助額＝1者20万円以内(持続化給付金の額が50万円以上→20万円、持続化給付金の額が50万円未満→10万円) ※住宅兼店舗の場合はそれぞれ2分の1の額	地域経済課 ☎948-6783・☎934-1844	
融資	売上げが減少したので融資を受けたい	市独自 中小企業振興資金(コロナ対策緊急支援)	令和2年2～3月または直近2カ月の売上げが前年同月比10%以上減少 融資限度額＝500万円 利子・信用保証料とも全額本市が負担	【申し込み】 伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫の市内・近郊の各店舗【制度について】 地域経済課 ☎948-6783・☎934-1844	
		市独自 中小企業経営安定化資金(コロナ対策緊急支援)	セーフティネット保証1～8号の認定を受けていること。令和2年2～3月または直近2カ月の売上げが前年同月比10%以上減少 融資限度額＝1,000万円 利子・信用保証料とも全額本市が負担		
		市独自 個人事業主等支援融資	市内に事務所などがある個人事業主など。売上げが10%以上減少 限度額＝100万円無利子・無担保 ※要連帯保証人	地域経済課 ☎948-6783・☎934-1844	
		県と市が連携 愛媛県感染症対策資金	売上げが5%以上減少 融資限度額＝5,000万円 信用保証料の負担なし。当初3年間の利子を県と本市で全額負担	県経営支援課 ☎912-2480・☎912-2479	
		信用保証(セーフティネット)	【4号】売上げが20%以上減少…100%保証 【5号】売上げが5%以上減少…80%保証(実質無利子になる場合もあり)	県信用保証協会 ☎931-2114・☎931-1026	
		信用保証(危機関連)	売上げが15%以上減少…100%保証		
猶予	税金などの納付猶予を受けたい	税金などの納付の猶予	納付が困難な場合、国税・地方税などの納付を猶予	納税課 ☎948-6268・☎934-1802 高松国税局 ☎087-806-0040	
	資金繰りや雇用などの相談をしたい	専門家の相談窓口	●柔・菜Jobまつやま(松山銀天街GE11 4階) 毎週火・木・土曜日13～18時に企業診断士、社会保険労務士の無料個別相談(予約優先) ●地域経済課(市役所本館8階) 毎週月・金曜日13～16時に社会保険労務士の無料相談(予約制)	未・来Jobまつやま ☎948-8035・☎948-8036 地域経済課 ☎948-6550・☎934-1844	
相談	農林水産物の生産や流通に関する相談をしたい	農林水産業に関する電話相談	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、農林水産物の生産・流通に関わる人からの電話相談 ●農林水産業全般＝農水振興課 ●生産に関すること＝農業指導センター ●流通(青果・花き)＝市中央市場 ●流通(水産)＝市水産市場	農水振興課 ☎948-6492・☎934-1808 農業指導センター ☎976-1199・☎970-3915 市中央市場 ☎924-2311・☎925-9944 市水産市場 ☎951-2311・☎951-4888	
		感染拡大に配慮して遠隔での営農相談をしたい	市独自 リモートでの営農指導	対象＝市内の新規就農者、認定農業者など タブレットやスマートフォンを使い、SNS(会員制交流サイト)で、栽培などに関する指導を行う ※8月下旬運用開始予定	農水振興課 農業指導センター ☎976-1199・☎970-3915
		テークアウトなどを始めたい	市独自 テイクアウト等支援補助金	対象＝市内で飲食店を営む個人事業主、中小企業など 対象経費＝テークアウトなどのサービス開始経費 補助率＝対象経費の10分の8以内 限度額＝20万円	
事業継続の支援	テレワークなどを導入したい	市独自 テレワーク等導入支援補助金	対象＝市内の中小企業など 対象経費＝テレワークなどの導入経費 補助率＝対象経費の2分の1以内 限度額＝50万円 ※国の助成金の上乗せ補助	地域経済課 ☎948-6710・6548 ☎934-1844	
	感染拡大を防止したい	市独自 商店街等感染防止策支援補助金	消毒用品購入など感染防止策に取り組む商店街などに補助 補助率＝10分の9 限度額＝90万円		
外出自粛による影響を受けている飲食店	平成29年10月以降に創業した人	市独自 創業者支援給付金	対象＝①②のいずれかに該当する人 ①令和元年10月1日～令和2年9月30日までの間に市内で創業し、創業後3カ月以上事業を継続していて、今後も事業を継続する意思がある人 ②平成29年10月1日～令和元年9月30日までの間に市内で創業し、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが10%以上減少している人 給付額＝10万円	地域経済課 ☎948-6783・☎934-1844	
	20%のプレミアム付飲食券などを使う取扱店舗を募集	市独自 市プレミアム付飲食券等事業	対象＝①～⑤の全てに該当する事業者 ①食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」または「喫茶店営業許可」を受けている ②市内の店舗である ③客の注文などに応じ、その場で調理・製造・料理した飲食料を提供し、利用者は限定しない ④本事業の利用期間を通して取扱店舗として参加できる(ただし、定休日は除く) ⑤新しい生活様式に対応し、感染防止対策に取り組むことを宣言する ※ただし、以下の各号のいずれかに該当する事業者は対象外 ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うもの ●特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの ほか	地域経済課 ☎948-6548・☎934-1844	
休業補償	従業員を休業させた	県と市が連携 雇用調整助成金	対象＝令和2年2～4月の間に野菜・花き・果樹・茶を出荷した農業者 施設栽培の花き・大葉・わさび＝10アール当たり80万円 施設栽培のマンゴー・おうとう・ぶどう＝10アール当たり25万円 上記以外の野菜・花き・果樹・茶＝10アール当たり5万円(中山間地域は5.5万円) ※1アール単位から交付。対象施設は加温装置(空調装置)または、かん水装置がある施設(雨よけハウスは除く)	松山市地域農業再生協議会(農水振興課) ☎948-6568・☎934-1808、各農協	
		市独自 営業継続緊急支援(野菜・花き)(上記と重複可)	対象＝令和2年2～4月の間に市場価格が2割以上下落した野菜・花きを出荷した農業者で、それらの品目を引き続き栽培する農業者 花き・野菜＝10アール当たり5万円 ※1アール単位から交付		
休業補償	従業員を休業させた	市独自 雇用調整助成金の申請代行補助	日額上限＝1人当たり1日1万5,000円 国の助成率が、3分の2または5分の4の場合、県と本市が連携し上乗せ補助を実施(ただし、本市は中小企業のみ)	愛媛労働局職業対策課分室(助成金センター) ☎987-6370 地域経済課 ☎948-6550・☎934-1844	
		市独自 雇用調整助成金の申請代行補助	雇用調整助成金の申請代行にかかる社会保険労務士の費用を補助し、手続きを迅速化 補助率＝対象経費の2分の1以内 限度額＝10万円(1回限り)	地域経済課 ☎948-6550・☎934-1844	